

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて(幸手市版)

国からの通知を当市で事業種別毎にまとめたものです。

一部文章の省略等をしています。介護保険最新情報等についても、必ずご確認をお願いいたします。
なお、幸手市として独自に示している取扱いはございません。(令和2年6月16日)

【短期入所生活介護】

(短期入所の長期利用:第1報)

1. 短期入所生活介護における長期利用者に対する減算について、新型コロナウイルス感染症の予防等の影響により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続する場合には、適用しない取扱いを可能とする。

※長期利用者に対する減算

自費利用などを挟み、実質連続30日を超える利用者について基本報酬を減算するもの)

(介護支援専門員との連携:第12報)

2. 本取扱いについてわかりやすくお伝えする参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635974.pdf>

II 短期入所生活介護費等の請求単位数について

1. 短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日数を3で除した数(端数切上げ)回数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

2. なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間(短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数(端数切上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。

3. また、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、緊急短期入所受入加算を算定することができないため、まず認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定し、同加算を算定できない日数を3で除した日数と、短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日と比較して少ない日数につき、緊急短期入所受入加算の算定を可能とする。

留意事項

IIによる算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、

- ・ 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること
- ・ 当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと
- ・ 当該取扱いにおける請求にあたっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があること

に留意すること。

※事前の同意が必要となります。詳しくは通所系サービス参照のこと。

(第12報についての補足等:第13報)

3. ①第12報の適用は「休業要請を受けた事業所」「感染者が発生した事業所」「臨時的な営業を行っている事業所」のみに適用されるものではなく、「感染防止対策を徹底してサービスを提供しているすべての通所系、短期入所系サービス事業所」を対象としている。

②第12報の適用は6月サービス提供分からであり、終了日は未定である。なお通常の請求と同様に請求事項は2年である。

③利用者への事前の同意については、

1) サービス提供前に同意を得ていなくても、給付費請求前までに同意を得られれば差し支えない。

2) 同意は提供事業所と居宅介護支援事業所のどちらが取得しても差し支えなく、柔軟な対応をお願いしたい。なお、12報の取り扱いを適用した場合でも区分支給限度額は変わらないことから、必ず提供事業所と居宅介護支援事業所が連携の上、他サービスの給付状況を確認しておくこと。

※(市補足)体制変更等で加算が変わり利用者の自己負担が増える場合等、従来は事業所が利用者へ説明をすると考えておりますが、当該加算を算定するにあたっては、提供事業所と居宅介護支援事業所が連携していることが前提であるため、柔軟な対応が可能であると判断します。

3) 必ずしも書面による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に対応されたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。なお、居宅サービス計画に係る内容やコードの見直しについては、サービス提供後に行って差し支えない。

※幸手市の判断としては、書面での同意がなくても、上記の内容が記録されているならば問題ないと判断します。しかし、後のトラブルを防ぐためにも可能な限り書面で同意をもらうことが望ましいと考えます。

4) 事業所規模による区分を決定するための1月当たりの平均延人員数を算定するにあたっては、実際に提供した時間の報酬区分に基づきます。

【介護保険施設等】

(施設の移動:第1報)

1. 新型コロナウイルス感染症の予防等の影響により、ユニットケアを受けていた利用者が、一時的に別の施設等に移動した場合、移動先の施設において従来型個室などの異なる環境でサービスを受けている場合、移動前の施設等において提供していたサービスを継続して提供していると判断できるときは、移動前の算定区分により請求して差し支えない。

(居室の変更:第1報)

2. 新型コロナウイルス感染症の予防等の影響により、ユニット型の個室を多床室として使用する場合、これまで提供してきたユニットケアを継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び新たな利用者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

(受け入れ先の確保努力:第1報)

3. 新型コロナウイルス感染症の予防等の影響により、本来処遇されるべき場所以外でのサービス提供が行われている場合、その期間が長期に渡ることは適当ではないため、適切なサービス提供できる受け入れ先等の確保に努めること。

(基準の変更:第1報)

4. 新型コロナウイルス感染症の予防等の影響により、要介護者を入所又は入院させたことにより、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準について、感染症予防の影響前に基準等を満たしていた介護保険施設が、当該基準を満たせなくなった場合であっても、当面の間は、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

(算定日が属する月の前6月間:第5報)

5. 都道府県等から要請を受けて、又は感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に入所又は退所の一時停止等の休止をした場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費等に係る施設基準において「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出にあたって使用する月数については、休止等の期間は含めなくてもよい。

(自主的な一時停止等の休止について:第8報)

6. 感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に入所又は退所の一時停止等の休止をする場合、期間及び理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録をしておくこと。